

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坂本寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
大里郡寄居町大字秋山字小坂四七 七番一地从先から同町大字秋山字狼 穴八六二番一地从先まで	大里郡寄居町大字秋山字小坂四七 七番一地从先から同町大字秋山字狼 穴八六二番一地从先まで	区 間
一五・七四〇 二八・六二〇	一三・八六〇 二五・一五〇	敷地の幅員 (メートル)
一五〇・八〇	一五〇・八〇	延長 (メートル)
		備 考